九十九	四―（シクロプロピルカルボニル）―Ｎ・Ｎ―ジエチル―七―メチル―四・六・六ａ・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ［四・三―ｆｇ］キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類
百	（略）
百一～二百四十六	（略）
二百四十七	（略）
二百四十八	メチル＝二―［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタノアート及びその塩類
二百四十九	（略）
二百五十	（略）
二百五十一	（略）
二百五十二	メチル＝三―メチル―二―［一―（ペンタ―四―エン―一―イル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］ブタノアート及びその塩類
二百五十三	（略）
二百五十四～二百九十四	（略）

（新設）

九十八	二―［一―（シクロヘキシルメチル）―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド］―三―メチルブタン酸及びその塩類
九十九～二百四十四	（略）
二百四十五	メチル＝二―［一―（四―フルオロベンジル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類

（新設）

二百四十六	メチル＝二―［一―（五―フルオロペンチル）―一Ｈ―インドール―三―カルボキサミド］―三―フェニルプロパノアート及びその塩類
二百四十七	（略）
二百四十八	三―メチル―二―（四―メチルフェニル）モルフォリン及びその塩類

（新設）

二百四十九	メチル＝三―メチル―二―（一―ペンチル―一Ｈ―インダゾール―三―カルボキサミド）ブタノアート及びその塩類
二百五十～二百九十	（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四三円（本体一三〇円）　（配送料別）